

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|-------|--|------------|----|
| 事務事業名 | 市独自の1歳児に対する保育士等の配置充実による保育の質の向上(民間保育園等への人件費等補助金の充実) | | |
| 予 算 額 | 28,600 千円 (全体事業費 2,752,676 千円のうち充実分) | 新規・充実・継続の別 | 充実 |
| 担 当 課 | 幼保総合支援室(222-3900) | | |

[事業実施に至る経過・背景など]

京都市では、民間保育園等の職員待遇の維持・向上を図るため、これまでから国の給付費に加えて、京都市独自で補助を行っており、令和4年度の制度再構築後も、各園の実情や関係団体の要望等を踏まえ制度充実を図っている。

令和6年度は「望ましい」・「京都らしい」保育の姿を掲げるとともに、実現のための方策を実施し、令和7年度には、全ての子どもがともに育ち合う包摂的な保育の実践を支援するため充実を図っている。

引き続き、「望ましい」・「京都らしい」保育のより一層の実践と保育現場が抱える課題の解消を図る観点から支援を充実し、更なる処遇改善や安定的な人材確保を図ることで、市民の皆様が「預けたい」と心から思える安心・安全な保育環境を目指す。

[事業概要]

心身の発達差が著しく、月齢によって保育士の関わり方が大きく異なる1歳児について、これまでから、1歳8か月未満児を対象に「4対1」の保育士配置を可能とする京都市独自の加配（1歳児加配）を実施してきた。

今回、「望ましい」・「京都らしい」保育の姿の一つである「子どもの成長に応じたゆとりある保育」の更なる実践に繋げ、個々の個性を伸ばしながら健やかな成長を導くため、1歳児加配の対象を、現在の「1歳8か月未満児」から「全ての1歳児」に充実する。

<配置基準>

| | | 国基準 (加算による改善 を含む) | 市条例基準 | 人件費等補助金における加配 | |
|-----|------------|-------------------------|--------|---------------|--------|
| | | | | 現状 | 充実後 |
| 0歳児 | | 3 : 1 | 3 : 1 | — | — |
| 1歳児 | 1歳8か月未満の児童 | 5 : 1 | 5 : 1 | 4 : 1 | 4 : 1 |
| | 1歳8か月以上の児童 | | | — | |
| 2歳児 | | 6 : 1 | 6 : 1 | — | -- |
| 3歳児 | | 15 : 1 | 15 : 1 | 10 : 1 | 10 : 1 |
| 4歳児 | | 25 : 1 | 20 : 1 | — | — |
| 5歳児 | | 25 : 1 | 25 : 1 | — | — |

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

<国の動き>

令和6年度 3歳児及び4歳以上児の配置基準を改善

(3歳児：20：1→15：1、

4歳以上児：30：1→25：1)

令和7年度 新たに「1歳児配置改善加算」を創設 (6：1→5：1)

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|---|---------------------------------------|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用拡充 | | | | | |
| 予 算 額 | 19,400 千円 (全体事業費 186,303 千円のうち充実分) | 新規・充実・継続の別 | 充実 | | | |
| 担 当 課 | 幼保総合支援室(222-3900) | | | | | |
| [事業実施に至る経過・背景など] | | | | | | |
| 本事業は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設を利用できるものであり、令和8年度から新たな給付制度として全国の市区町村で実施される予定である。 | | | | | | |
| 京都市では令和6年度に40施設で試行実施を行うとともに、令和7年度には85施設で実施しており、利用に当たっては、子どもが施設に慣れやすく、保育士等との継続的な関わりを持つことが望ましいことから、同じ施設を継続的に利用いただくことを推奨している。 | | | | | | |
| 一方で、令和6年度の実績では1回当たりの平均利用時間が約2.9時間であるのに対し、国補助基準上の利用可能時間は、子ども1人1か月当たり月10時間となっていることから、毎週（月4回）継続して利用いただくことが難しい時間数となっている（※）。 | | | | | | |
| ※ 継続的な利用には2.9時間／回×4週=12時間／月が必要 | | | | | | |
| [事業概要] | | | | | | |
| 子どもの育ちの観点から、継続的な利用が促進されるよう、国の利用可能時間10時間に加え、 <u>京都市が独自に2時間上乗せし</u> 、1か月当たりの利用可能時間数を合計12時間とする。 | | | | | | |
| [参考（他都市の状況・事業効果など）] | | | | | | |
| 国においては、令和8年度についても利用可能時間を1か月当たり10時間に据え置く方針とされている。 | | | | | | |

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | |
|-------|--------------------------|------------|----|
| 事務事業名 | 私立幼稚園における第2子以降2歳児の保育料無償化 | | |
| 予 算 額 | 59,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 |
| 担 当 課 | 幼保総合支援室(222-3900) | | |

[事業実施に至る経過・背景など]

令和5年度に実施した市内在住の18歳から49歳までの方を対象とした意識調査において、約7割の方が理想の子どもの人数は「2人以上」と回答され、約8割の方が「理想の子どもの人数をもうけるため」に「子育てに係る費用（保育料等）の負担軽減」に「効果がある」と回答されたことを踏まえ、京都市では、令和7年4月から認可保育施設における第2子以降保育料無償化を開始した。

他方で、私立幼稚園は、学校教育法において満3歳以降の児童が通う施設とされ、これまでから各園の建学の精神に基づく特色ある幼稚園教育を実施するほか、市内約7割の園で3歳になる前の児童の定期的な受入れをされている状況にある。

こうした状況を踏まえ、私立幼稚園を希望される保護者の選択肢を保障するとともに、保護者の育児不安、負担の解消等、京都で子育てしてよかったと感じていただけるよう、令和8年4月から私立幼稚園を利用する第2子以降の2歳児に係る保育料について、上限の範囲内で無償化を実施する。

[事業概要]

子育てに係る負担が特に大きい多子世帯や、これから2人目のお子様を望まれている方の更なる経済的負担軽減をはじめ、保護者への子育て支援や満3歳からの幼稚園教育への円滑な接続を図るため、所得等を問わず、私立幼稚園の2歳児クラスを利用している世帯内2人目以降の保育料について、上限の範囲内で無償化を実施する。

<対象施設>

私立幼稚園、幼稚園型認定こども園

<対象児童>

京都市内に在住する世帯内2人目以降の2歳児（利用する年度の4月1日時点で満2歳に到達している児童）

<対象となるクラス>

週2日以上の通園が可能であり、かつ1日の教育時間が4時間以上のクラス

<無償化の上限額（1人当たり月額）>

週の利用日数に応じて、次の額まで無償化する（預かり保育料、食材料費、入園金等は対象外）。

| 登録クラス | 無償化上限額 | |
|-------|--------------------|--------------|
| | 令和8年4月から 同年9月まで | 令和8年10月以降（※） |
| 週5日 | 25,700円 | 28,000円 |
| 週4日 | 20,600円 | 22,400円 |
| 週3日 | 15,500円 | 16,800円 |
| 週2日 | 10,300円 | 11,200円 |

※ 参考としている国の幼稚園に係る施設等利用費の見直しを踏まえた改定

注 上記の無償化を実施するために園において必要となる経費について、京都市から園に支弁することにより無償化を実施する。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

指定都市においては、福岡市が類似の事業を実施

対象：私立幼稚園等に通園する第2子以降の2歳児 上限：25,700円（日割あり）

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|--|---------------------------------------|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 産後ケア事業の拡充 | | | | | |
| 予 算 額 | 28,400 千円 (全体事業費 109,349 千円のうち充実分) | 新規・充実・継続の別 | 充実 | | | |
| 担 当 課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3939) | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>出産直後の産婦は、心身が最も不安定な状態にあるが、近年、核家族の進展や晩婚化による出産年齢の高齢化等に伴い、産科医療機関退院直後の母子への支援を周りの家族だけで担うことが困難な状況が生じている。</p> <p>そこで、支援が必要な出産直後の産婦が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるよう、平成26年度から実施している産婦への心身のケアや育児サポート等の支援等を行う産後ケア事業（スマイルママ・ホッと事業）について拡充を図る。</p> | | | | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>1 アウトリーチ（訪問）型の開始</p> <p>従来の施設来所型の産後ケア事業に加え、令和8年度から<u>助産師等の看護職が利用者の自宅を訪問し、母体のケアや授乳・沐浴指導等のサービスを提供する「アウトリーチ（訪問）型」の産後ケア事業を新たに開始する</u>。アウトリーチ型を開始することで、双子やきょうだい児のいる家庭など、その家庭状況等により、母子が施設に来所してサービスを受ける施設来所型の利用が困難であった母子にとっても利用しやすい環境を整備する。</p> <p>2 生後4か月以降の児の受入れに係る委託料加算</p> <p>寝返りやつかまり立ち等が始まる生後4か月以降の児の受入れに対応するためには、生後4か月未満の児の受入れと比較し、より多くの人員が必要であり、京都市の産後ケア事業委託事業者のうち生後4か月以降の児の受入れを行っている施設（助産院等）は、全体の3分の1程度に留まっている。</p> <p><u>一方で、日帰り（デイケア）型の利用者の約半数が生後4か月以降の児の母親であるなど、その受け皿の確保・維持は急務となっていることから、国において令和7年度に創設された生後4か月以降の児の受入れを行っている事業者に対する補助制度を活用し、生後4か月以降の児の受け皿の確保を図る。</u></p> | | | | | | |

3 利用料の変更

希望される産婦により広く利用いただけよう利用料金の変更を行い、産後ケア事業の利用促進を図る。

<令和7年度まで>

(単位：円)

| 階層 | ショートステイ | | デイケア | |
|----------------------|---------|-------|-------|-------|
| | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 |
| A 夫婦の合計所得が730万円以上の世帯 | 12,320 | 9,820 | 6,100 | 3,600 |
| B 夫婦の合計所得が730万円未満の世帯 | 4,930 | 2,430 | 2,440 | 0 |
| C 生活保護又は市民税非課税世帯 | 490 | 0 | 240 | 0 |



<令和8年度から>

(単位：円)

| 階層 | ショートステイ | | デイケア | | アウトリーチ型 | |
|----------------------|---------|-------|-------|-------|---------|-----|
| | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 | 減免前 | 減免後 |
| A 夫婦の合計所得が730万円以上の世帯 | 4,900 | 3,600 | 2,400 | 1,200 | 1,000 | 500 |
| B 夫婦の合計所得が730万円未満の世帯 | 4,900 | 2,400 | 2,400 | 0 | 1,000 | 0 |
| C 生活保護又は市民税非課税世帯 | 490 | 0 | 240 | 0 | 0 | 0 |

※ A・B 階層（課税世帯）は合計5回まで、C 階層（非課税世帯・生保世帯）は、回数制限なしで減免を受けることができる。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

生後4か月以降の児の受入加算について、5都市の政令指定都市にて実施済み。

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|--|--|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 乳幼児健康診査の拡充(5歳児健康診査の開始とフォローアップ体制の強化) | | | | | |
| 予 算 額 | 50,600 千円 <small>(全体事業費 282,937 千円のうち充実分)</small> | 新規・充実・継続の別 | 充実 | | | |
| 担 当 課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3939) | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>1 5歳児健康診査の開始</p> <p>京都市では、4か月児、8か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の実施並びに1か月児健康診査の費用助成を実施している。</p> <p>こうした中、5歳児は言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であるとともに、保健、医療及び福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期であり、健診を通じてその特性を確認することが必要である。</p> <p>子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援や生活習慣その他育児に関する指導を行うことで子どもの健康の保持及び増進を図るため、5歳児健康診査を実施する。</p> <p>2 フォローアップ体制の強化</p> <p>5歳児健康診査の開始に伴い、就学を見据えた相談対応など、5歳児及びその保護者のニーズに応じた健診後のフォローアップ体制の強化を図る。</p> | | | | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>1 <u>5歳児健康診査の開始</u></p> <p>保護者の負担の軽減やスムーズな健診の実施を図る観点等から、国の問診票を活用し、医師の関与のもとで発達等に課題があると考えられた子ども等を対象に医師が診察を行う、いわゆる「二段階方式」で実施する。</p> <p>(1) 一段階目</p> <p>ア 市内の5歳児がいる世帯の保護者に対して健診案内を郵送し、電子フォームで質問票に回答</p> <p>イ 保護者の回答及び市内就園先施設からの情報提供（保護者の同意が得られた場合のみ）等を踏まえ、子どもの状況を確認し、二段階目の健診対象者を京都市が選定</p> <p>(2) 二段階目</p> <p>各区役所・支所子どもはぐくみ室で、問診や診察、必要に応じて子育てや発達に関する相談を行う集団健診を実施し、健診結果から子どもの発達状況に合わせた支援を行う。</p> | | | | | | |

2 フォローアップ体制の強化

(1) 乳幼児健康診査後の支援強化

5歳児健康診査を受診した方のうち、子育てや就学に関して不安がある方に対して、子どもはぐくみ室で新たに講座や個別相談の機会を設け、健診後のフォローアップ体制の強化を図る。

また、幼児健康診査受診後のフォローアップ事業として実施している「親子すこやか教室」の対象者について、5歳児健康診査を含むすべての乳幼児健康診査受診者に拡充するとともに、対象者要件については、健診中に助言指導した方や子どもの発達に不安がある方まで拡大し、「発達特性の気づき」の段階から利用できる親子教室と位置付けて実施する。

(2) 地域障害児支援体制強化事業の充実

児童発達支援センターにおける障害児支援の中核的役割の一つである「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」を拡充し、共働きなどにより平日に時間が取れない世帯の相談に対応できるよう、新たに個別相談や療育体験等を行う休日相談会を実施し、健診後のフォローアップ体制の強化を図る。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

5歳児健康診査について、政令市では5都市、府内自治体においては9市町村で実施済み（モデル実施含む）。

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|--|-----------------------------|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業 | | | | | |
| 予 算 額 | 11,000 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 | | | |
| 担 当 課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3939) | | | | | |
| [事業実施に至る経過・背景など] 京都市では児童福祉法に基づく一時保護所（定員32名）を設置・運営しているが、保護人員数の増加をはじめ、一人当たりの平均保護日数が長期化傾向にあることなどによって、入所児童数の定員超過が発生しており、この対策が喫緊の課題となっている。 また、社会的養護の理念として国が示している「家庭養育優先の原則」を踏まえ、児童の健全な発達には一時保護においても家庭的な環境での養育が重要であることに加え、子どもの権利保障の観点においても、児童の外出や行動の制限は児童の安全の確保が図られ、一時保護の目的が達成される範囲で必要最低限とする必要がある。 こうした状況を踏まえ、個々の状況に応じて様々な一時保護環境を確保できるよう、児童養護施設等の専門性を活かし、一時保護専用棟の整備を行う必要があるため、児童養護施設等の本体定員とは別で設置される一時保護専用棟を運営する人員数について、円滑な運用を行える体制を確保する。 | | | | | | |
| [事業概要] 京都市における一時保護児童の受入体制の充実及び個々の児童の状況に応じた適切な一時保護の実施を図るため、児童養護施設等において、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施するユニットとして一時保護専用棟を設置する場合に、一時保護専用棟のみで円滑な運用を行える体制を確保することを目的として、国基準の職員配置（児童指導員2名及び管理宿直等職員（非常勤可）1名）に加えて常勤職員（児童指導員）2名分の人件費相当の補助を行う。 | | | | | | |
| [参 考（他都市の状況・事業効果など）] 指定都市で一時保護専用棟への人件費相当の補助を実施している都市はない。（一時保護専用棟の設置は8都市において実施） | | | | | | |

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|---|-------------------------------------|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業の拡充 | | | | | |
| 予 算 額 | 8,000 千円 (全体事業費 20,000 千円のうち充実分) | 新規・充実・継続の別 | 充実 | | | |
| 担 当 課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3937) | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>医療的ケア児等の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育などの支援機関が連携しながら取り組んでいるが、支援の調整に係る保護者や支援機関等の負担が大きい。</p> <p>そのため、医療的ケア児等の支援に係る以下の課題の解消に取り組むことで、地域における支援体制を向上させ、ひいては保護者・支援機関等の負担軽減を図る必要がある。</p> <p><医療的ケア児等の支援に係る主な課題></p> <ol style="list-style-type: none">1 医療的ケア児等の支援には、医療・福祉など幅広い知識・経験が求められるが、事業所側に支援のノウハウが少なく、医療的ケア児等に対応できる事業所が広がりにくい。2 医療的ケア児等の支援を総合調整する役割が不足しており、特に保育所等の入所時や就学時期における保護者・支援機関等の負担が大きい。3 医療・福祉・教育等の職種を越えた連携・情報共有の場が少なく、顔の見える関係性づくり、地域におけるネットワークの構築が求められている。 | | | | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>本事業は、他の障害福祉施策との連携を図る観点から、行政区をまたいだ一定のエリアを標準的な単位（障害保健福祉圏域）として、医療・福祉分野等に精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームを配置し、実施している。</p> <p>令和5年度の事業開始以降、順次、実施個所の拡大を行ってきた本事業（※）について、令和8年度は北部エリア（北区・左京区）及び西部エリア（右京区・西京区）まで拡大し、市内すべてのエリアに「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」を配置することで、医療的ケア児等の支援体制の強化を行う。</p> <p>※ 令和5年度から南部エリア（伏見区（醍醐支所管内を除く。））で実施。</p> <p>令和6年度から中部エリア（上京区・中京区・下京区・南区）及び東部エリア（東山区・山科区・伏見区（醍醐支所管内ののみ。））で実施。</p> <p><具体的な活動内容の例></p> <ol style="list-style-type: none">1 支援機関へのスーパーバイズ 専門的知識・経験に基づく助言・指導等を行う。また、退院前カンファレンスや退院後の訪問活動への同席等、必要な伴走支援を行う。2 医療的ケア児等へのコーディネート支援 保育・教育等の施設（以下「受入施設」という。）における受け入れの円滑化のためのコーディネート支援のほか、受入施設に対する技術的助言等を行う。3 研修の実施等による地域資源の開発等 地域資源の開発、多職種連携の促進等を図るため、支援機関や保護者等に対して研修・事例検討会等を開催する。 | | | | | | |

4 医療的ケア児等に関する情報把握等

地域の医療的ケア児等に関する情報、地域資源に関する情報等を把握したうえで、本人同意に基づき、関係機関との情報共有・連携強化等を図る。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|---|-----------------------------|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 養育費確保等支援事業 | | | | | |
| 予 算 額 | 3,700 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 | | | |
| 担 当 課 | 子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3939) | | | | | |
| <p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本事業の対象者となる「ひとり親家庭等」については、経済的に厳しい状況にある家庭が多く、安心して仕事や子育てをするうえで、必要な資金の確保が極めて重要となっている。国においても、「養育費確保等支援」を、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「経済的支援」と並ぶひとり親家庭支援施策の4本柱の一つとして位置付け、国庫補助及び民法等改正による「法定養育費」の新設等を通じ、養育費の受領率向上に取り組んでいる。</p> <p>京都市においては、これまでから、「京都市ひとり親家庭支援センターゆめあす」において、京都弁護士会と連携した無料法律相談等を実施するなど、離婚や養育費の確保等に係る相談対応を行ってきたが、民法等の一部を改正する法律の施行（令和8年4月）に合わせ、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。</p> | | | | | | |
| <p>[事業概要]</p> <p>令和8年4月1日に民法等の一部を改正する法律が施行されることから、ひとり親家庭支援の一層の充実を図るため、離婚後の父母が養育費を確実に受け取ることができるよう、新たに養育費の取決め及び履行確保に係る費用等の補助を行う「養育費確保等支援事業」を開始する。</p> <p>1 養育費の取決めに係る費用補助</p> <p>公正証書作成等に係る費用負担の支援等を通じ、養育費の未払いを防ぐための法的取決めを支援する。</p> <p>(1) 公正証書等による債務名義の作成支援</p> <p>公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う（公証人手数料等及び戸籍謄本等添付書類取得費用等の補助・上限3万円）。</p> <p>(2) 裁判外紛争解決手段（ADR）の活用支援</p> <p>裁判外紛争解決手段（ADR）を利用した調停に係る費用支援を行う（申立料及び期日手数料等に相当する費用を補助・上限5万円）。</p> <p>2 養育費の履行確保に係る費用補助</p> <p>養育費権利者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した費用支援を行う（初回保証料として申請者が負担した費用の補助・上限5万円）。</p> | | | | | | |
| <p>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</p> | | | | | | |

令和8年度京都市予算案 新規・充実等 事業概要

子ども若者はぐくみ局

| | | | | | | |
|---|--|------------|----|--|--|--|
| 事務事業名 | 子どもの性被害防止のための設備等購入支援 | | | | | |
| 予 算 額 | 81,300 千円 | 新規・充実・継続の別 | 新規 | | | |
| 担 当 課 | <p>子ども若者未来部 育成推進課(222-3987)</p> <p>子ども若者未来部 子ども家庭支援課(222-3939)</p> <p>幼保総合支援室(222-3900)</p> | | | | | |
| [事業実施に至る経過・背景など] | | | | | | |
| <p>子どもに対する性暴力を決して許さない社会の実現を目指して、児童館、児童養護施設、保育施設等の従事者による児童対象の性暴力等を防止するため、令和6年6月に、「学校設置者等及び民間教育保育者等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる「こども性暴力防止法」が成立し、公布された。また、令和7年4月には、こども家庭庁が有識者等による「こども性暴力防止法施行準備検討会」を設置し、「こども性暴力防止法」に基づく従事者への面談や研修といった日頃からの安全確保措置をはじめ、性犯罪の前科を確認するための実務上の議論が行われ、令和8年1月に「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定された。本ガイドラインでは、児童への性暴力等を未然に防止する観点から、防犯カメラの設置をはじめとした施設・事業所環境整備の重要性が示されている。</p> | | | | | | |
| [事業概要] | | | | | | |
| 1 目的 | 保育施設等を運営する事業者に対し、以下のとおり性被害防止対策のための設備・備品の購入等に要する費用の一部を助成し、子どもへの性被害防止対策の推進を図る。 | | | | | |
| 2 事業内容 | <p>(1) 補助基準額（上限）・補助率 1施設当たり100千円・補助率3/4（国1/2、市1/4、事業者1/4） ※ 学童クラブについては1クラス当たり</p> <p>(2) 補助対象経費 パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用</p> <p>(3) 補助対象施設等 児童館、学童保育所、放課後ほっと広場、地域学童クラブ等、 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、 児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、子育て短期支援事業、 意見表明等支援事業、障害児入所施設、 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、 保育所等訪問支援事業所、保育所・認定こども園、地域型保育事業所、</p> | | | | | |

子ども誰でも通園（乳児等通園支援事業）※、一時預かり事業※、病児保育事業、
認可外保育施設（居宅訪問型事業（ベビーシッター）を除く）

※ 私立幼稚園で実施の事業のみ

[参考（他都市の状況・事業効果など）]